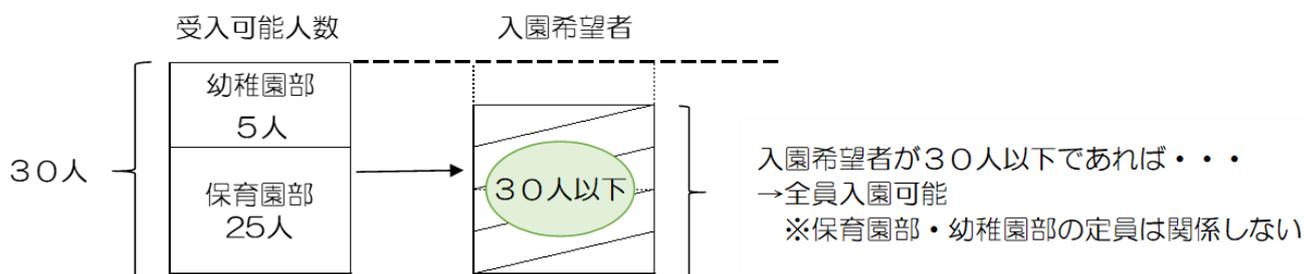


## ～入園に係る重要な点について～(必ずお読みください)

### ○こども園における入園決定方法

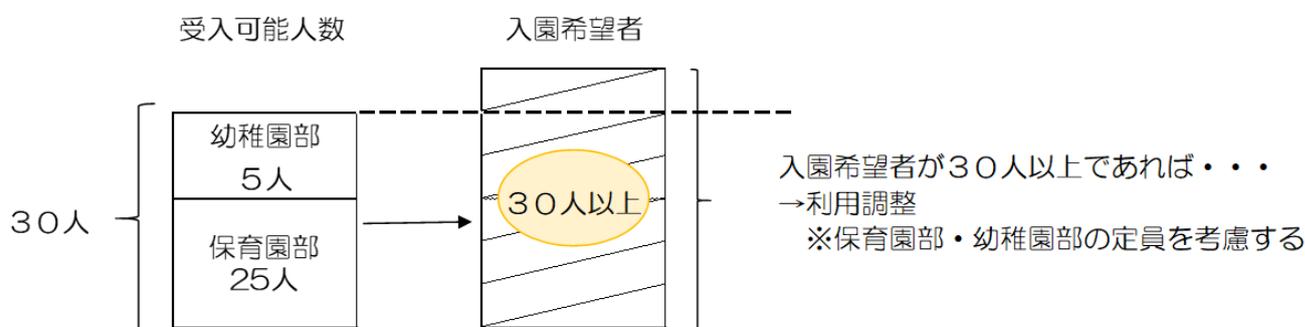
こども園は、幼稚園部・保育園部、それぞれに受入れ可能人数（目安）が設定されます。

①入園希望者が、受入れ可能人数の合計を下回ってれば、全員入園可能です。



②入園希望者が、受入れ可能人数の合計を上回った場合、利用調整を行います。

(利用調整については、「入園申込案内」P10をご確認ください)



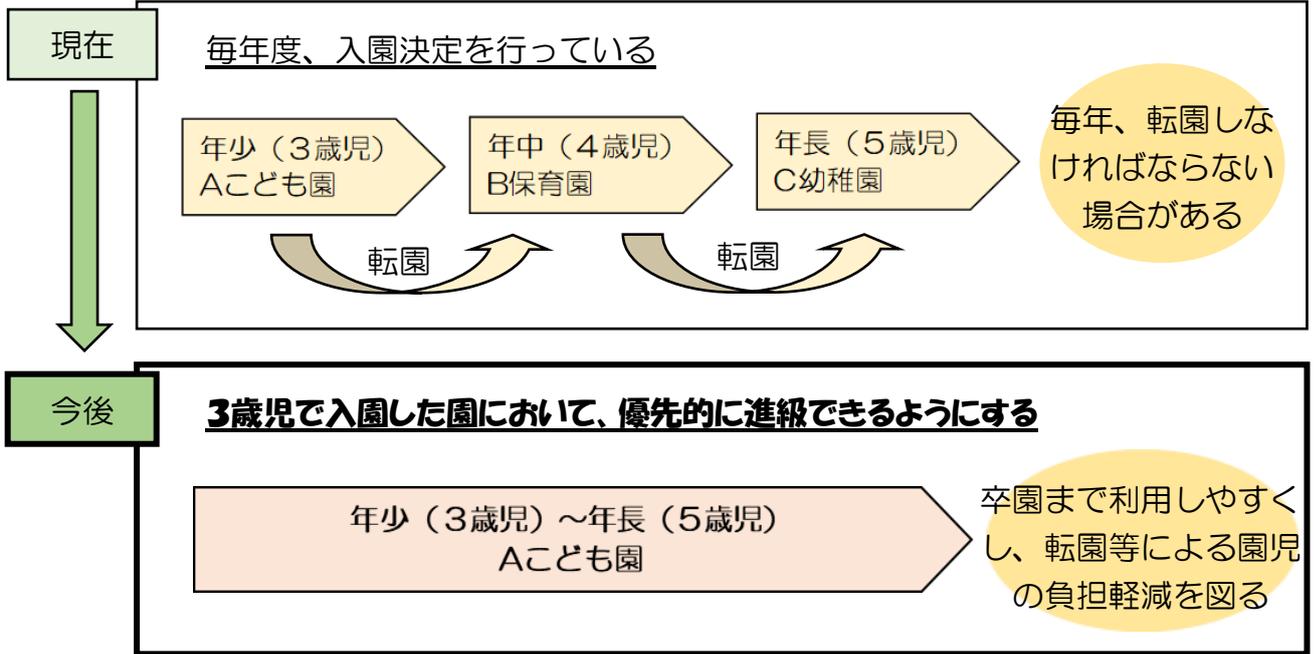
### ○こども園の利用における注意点

- 幼稚園部と保育園部の切り替えは事前の手続き（変更届の提出等）が必要です。保護者の退職等、家庭の状況に変更が生じた場合は、必ず通園中の園もしくは子育て支援課幼稚園・保育園係に報告してください。
- 報告が必要かどうか迷う場合は、自己判断せず、ご相談ください。
- 必要な手続きをせず利用を継続した場合は、遡って私的契約となり、利用料を徴収することがあります。私的契約の利用料は、最も高い階層区分の料金となります。
- その他、「入園申込案内」P13の「注意事項」をよくご確認の上、ご利用ください。

### ○クラス編成について

こども園化に伴い、入園先の選択肢が増えることとなります。受付状況によっては、著しく1クラスの人数が少なく、集団形成ができないことも想定されます。その場合、他学年との合同クラスの編成、もしくは他園への異動を案内させていただくことがありますので、ご了承ください。

○令和7年度以降の取扱いについて（予定）



令和7年度より上記の取扱いを行う予定

（令和6年度に3歳児、4歳児で入園した園児から適用されます）

	現在	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
歳 児	—	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
	3歳児	4歳児	5歳児				
	4歳児	5歳児					

【注意事項】

- 原則3歳児以上で進級を希望する場合は、利用調整を行わず、入園決定とします。ただし、入園基準を満たしているか確認するため、就労証明書等の提出は必要となります。
- この取扱いは、3歳児以上に適用します（3歳児→4歳児、4歳児→5歳児）。それ以外の年齢においては、これまで通り、毎年入園決定を行います。
- 3歳児以上において、他園への転園を妨げるものではありません。